

「建交労とうきょう」はいつでもみなさまからの記事や写真を待っています。
(メール) tohonbukenkouro@smile.odn.ne.jp
ホームページ
http://www.kenkouro.com/

建交労 CTG とうきょう

建交労東京都本部機関紙

発行所
全日本建設交運一般労働組合東京都本部
〒135-0048
江東区門前仲町1-20-3
東京建設自労会館7階
電話 03 (3820)8644(代)
fax 03 (3820)8646
編集発行人 松田 隆浩
1部15円組合費に含まれる(〒60円)

6月5日世界環境デー 宣伝行動 鉄道東京 関東支部 高齢者部会

6月5日(水)世界環境デーに合わせて、清掃業務に関わる関東支部・鉄道東京地本(環境アクセス分会)・事業団高齢者部会は赤羽駅前で労働実態の紹介や組合加盟を呼びかける宣伝行動を開催し、各組織の代表が力強く訴えました。

◆関東支部船橋副委員長
「私たちは23区の下請でゴミ収集・運搬の仕事をしています。清掃業務が都から各区に移管され、作業員の民間移行が進み、区によっては6〜7割が民間に丸投げされています。仕事量・労働時間が増え、正規社員は減り、夏場の暑い時に休憩時間も少なく、長時間労働で年収300万円に満たない労働者もいます。人手不足が進み、収集作業員の若年層の定着率が低く深刻です。25春闘では大手を中心に賃上げ5・58%と2年連続の高水準となりましたが、清掃業界の賃金は上がっていません。労働組合運動で、賃金・労働条件を改善し、中小企業との「共存・共闘」をかかげ大企業の下請けいじめや単価たたきをなくす共同の運動をぜひ一緒にすすみましょう。」

◆全国鉄道東日本本部三浦執行委員長
「私たちは、JR東日本で働く清掃会社、東日本環境アクセスに勤める仲間です。駅のホーム、通路、トイレ、ゴミ集約、エレベーター清掃など駅の衛生環境を保持しています。首都圏を中心に全体で約3000名の従業員のうち約2000名が非正規のパートや契約社員です。今年5月30日の新聞報道で、JR東日本社内の関連会社JR東日本企画が2022年・23年度に発注した『災害時に備えた燃料備蓄の推進に関する補助事業』で、従事していた人数を本来3人のところ65人に水増し、不正請求していたことが明らかになりました。JR東日本は総資産10兆円を超える巨大企業であり、社会的責任を果たすべきです。」

◆鉄道東京地本井上執行委員長
「東日本環境アクセスは、正社員には定期昇給、家族手当、住宅手当、退職金がありますが、パートや契約社員には、同じようにフルタイムで働いているにもかかわらず、それらはありません。以前私たちが『トイレ清掃手当てに差があることは同一労働同一賃金の観点からおかしい』として、支給額を同じにするように申し入れを行いました。ところが、会社はそれを逆手に取り、手当そのものを廃止しました。その後大きな改善は無く、引き続き交渉が必要です。昨年12月にノーベル平和賞を受賞した日本被団協の田中重光さんは私たちの組合のOBです。是非、若い世代のみなさんに平和運動や労働運動に参加いただきたい、暮らしやすく住みやすく、戦争や紛争、貧困と飢餓がなくなるような地球にしていきたいです。」

◆鉄道東京地本竹村執行委員長
「国鉄からJR、新会社への採用・不採用の攻撃の中、生活環境や労働環境が大きくゆさぶられ破壊されながらも、多くの仲間たちは国家的不当労働行為に屈することなく、乗り越えてきました。そして新しく発足した東日本環境アクセスの中に新たな労働組合を結成しました。組合結成前は、現場長の鶴の一声で労働者の解雇がまかり通る劣悪な職場環境でしたが、労働組合の結成により職場に労働者の自覚と権利意識が芽生え、安心して働き続けることへの意欲と行動力が築き上げられました。是非一緒に職場を変えましょう。」

◆東部支部 畠中 書記長
「私たちは、東京都内の都立公園・区立公園・道路の清掃を行うおむね60歳以上の高齢者で構成されています。公園や道路を気持ちよく利用出来るよう誇りを持って働いています。仕事の多くは公共事業のため、競争入札にさらされています。毎年、受注の不安を抱えながら一生懸命働いています。体の動きも鈍くなっているかもしれませんが、高齢者の仕事確保のためにも頑張っています。東京都や市区町村など自治体に対し安定した仕事を発注するようはたらかかけもしています。引き続き奮闘します。」



鉄道東京地本・関東支部・事業団高齢者部会の仲間が結集しました



赤羽駅前に18名の参加でした



関東支部 船橋 副委員長



全国鉄道東日本本部 三浦 執行委員長



鉄道東京地本 井上 執行委員長



鉄道東京地本 竹村 執行委員長



東部支部 畠中 書記長

6月10日(火) 東京労働局交渉実施

東京都本部は労働局に対しトラック、バスの課題について要請しました。労働局の回答は以下の通りです。

- 改正された自動車運転者の「改善基準告示」について、ILO第153号条約や同第161号勧告「過労死認定基準」などの関連や「働き方改革関連法」付帯決議との関係で、過労死等防止に向けた再検討を直ちにおこなうこと。また、運用状況のための実態調査をおこなうこと。
- 当局的所掌を超える内容のため厚労省に要請があったことを伝えます。
- 働き方改革関連法における自動車運転業務の時間外労働の上限規制について、一般則と同様の720時間以内とするよう議論を開始されること。
- 時間外労働の上限規制については当局の所掌を超える内容のため厚労省に要請があったことを伝えます。
- トラックの産業別最低賃金（特定最賃）について、全国一律の産業別最低賃金制度として確立するための法的整備をおこなうこと。
- 当局の事務局が応えられることではないが本省に要請があったことは伝えます。
- 各事業者が法令遵守による安全運行を確保するために、監査体制を強化されること。そのための人員を確保されること。
- 労働基準監督機関と地方運輸機関との相互通報制度の情報開示及び通報事案の拡充等、制度活用を強化されること。
- 国家公務員削減の方針により、労基署も人員削減がされ厳しい状況であることから厚労省に対し増員を要請してきた。引き続き要請していきたい。地方機関との連携については、当局の所掌を超える内容のため要請があったことを本省に伝えます。
- 一ヶ月単位変形労働時間制（法32条の2）において変形期間中に特定した労働時間を変更し、期間終了後に労働時間を特定する制度は法に反することを確認にし、周知すること。
- 使用者が任意に労働時間を変更することは違法です。週40時間を超える場合は時間外労働となる。リーフレットで周知している。要請の趣旨は本省に伝えます。
- 一ヶ月単位変形労働時間制において変形期間前に特定された労働時間を使用者が任意に変更するような制度は許されないとするがその使用者の任意の程度を明確にすること。
- 任意の程度の基準は労働局で定めることはできず、業務の実態などから就業規則で事前に定める必要がある。回答は難しいが、使用者の都合であらじめ残業することを前提とした変形労働があったかも所定労働時間かのような運用がされている実態があることは認識している。要請があったことを厚労省に伝えます。
- 就業規則上制服での勤務が義務付けられている場合での労働時間になる場合とならない場合との基準を明確にすること。
- 当局で基準は明確に出来ないが、事業場内においての着替えは労働時間となるなど一律ではないことは認識しており、個別の案件はそれぞれ判断します。要請の趣旨を本省に伝えます。



トラック部会・バス関連(京王新労組)・鉄道東京・事業団高齢者部会・東部支部など12名の仲間が結集しました

東京建設・関連部会 防災地下神殿 見学ツアー開催

建築設計支部の仲間の提案でレクレーション企画「防災地下神殿（首都圏外郭放水路）見学ツアー」を開催しました。5月31日（土）の当日、雨模様で開催が心配されましたが、非組合員の方も含め14名が参加しました。首都圏外郭放水路は、洪水を防ぐために建設された世界最大級の地下放水路です。中川、倉松川、大落古利根川、18号水路、幸松川といった中小河川の洪水の一部を江戸川へと流



地下22mに長さ177m、幅78m、高さ18mの巨大な空間が広がります

組合掲示板

- 7月 5日（土）14時～建交労東京学校第4回/神田支部会議室
- 7月20日（日）10時～全国青年部反核平和キャンペーン学習会/中央本部6階会議室（高田馬場駅から徒歩）
- 7月28日（月）15時東京都交渉集合14時20分第一庁舎1階ロビー/交渉場所 都庁第二庁舎二庁ホール
- 8月 7日（木）～9日（土）原水禁世界大会in長崎

東京建設・関連部会は、建築設計支部の仲間の提案でレクレーション企画「防災地下神殿（首都圏外郭放水路）見学ツアー」を開催しました。5月31日（土）の当日、雨模様で開催が心配されましたが、非組合員の方も含め14名が参加しました。首都圏外郭放水路は、洪水を防ぐために建設された世界最大級の地下放水路です。中川、倉松川、大落古利根川、18号水路、幸松川といった中小河川の洪水の一部を江戸川へと流すことが目的の施設です。この度見学した埼玉県春日部市の防災地下神殿は「調圧水槽」に該当します。約100段の階段をおりると「一度見てみたかった」という参加者の期待通り「神殿」の名に相応しい迫力でした。見

【東京建設・関連部会 事務局長 笹原 和樹】

学会後、大宮駅前で昼食をとりながら交流しました。楽しい組合活動を目指して、また新しいレクレーションを企画したいと思います。

第10期 建交労東京学校 第2回 ハラスメントの対応と対策、アンガーマネジメントについて学ぶ

5月24日（土）、神田支部会議室で、東京学校第2回講座がリモート併用で行われ、ブレイス東京社会保険労務士法人の北村博昭、特定社会保険労務士さんによる、ハラスメントに関する講義をたっぷり3時間に渡って聞くことができました。北村さんは、「労働組合として、自分たちの行動も含めて、経営者のハラスメントの防波堤になることや、指導する時の適切な方法、起きてしまった時、組織として労働組合としてどう対応するか」という問題提起を行い、「ハラスメント問題は、重要な労働条件であり、労働条件の改善は、労働組合の目的そのものである労働組合がハラスメント防止に取り組むことは、労働組合内の統一と団結を高め、職場の中で民主的でフラットな関係を作り、ひいては差別や嫌がらせのない業界・社会の実現のために必要。」とその意義を述べました。講義は、様々な角度からなされ、休憩時間中にも参加者から「こういうのは、セクハラやパワハラにならないのか?」等の疑問が出されていました。自分の行為が誰かに悪影響を与えていないか?と反省する機会にもなりハラスメントのない職場環境をつくるために実践的な講座に

【中野一般支部 廣川 陽子】

第4回7月5日（土）14時「全国一律最低賃金1500円以上めざせ1700円のたまたかい公契約 条例・特定（産業別）最賃確立の意義と重要性」講師：尾代優さん

講師：ブレイス東京社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 北村 博昭さん